

令和7年度

住宅リフォーム補助金制度

受付開始は4月1日(火)から先着順です

富士見市では、地域経済の活性化による市内産業育成、市民の居住環境の向上を図るために、市民が市内の施工業者により個人住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を補助いたします。

● 対象者

- ・市内在住で、住民登録をしている方
- ・市税などを滞納していない方
- ・これまでに本制度による補助を受けていない方（平成23年度より実施）

● 対象住宅

- ・申請者が所有し、居住している市内の住宅

● 助成金額

- ・20万円（消費税を除く）以上の対象工事費（直接工事費）の5%にあたる額（上限10万円）

● 対象工事

- ・台所、お風呂、トイレなど水周りの改修工事
- ・住宅の老朽化などによる屋根や外壁の塗装改修工事など
- ・床、壁、天井などの内装工事

● 対象外工事

- ・床面積の変更を伴う工事（増改築又は改築工事）
- ・市で実施している他の補助金を受けている箇所
- ・インターフォンの設置やエアコンなどの電化製品の設置工事

※工事を着工された後の申請は補助の対象となりません。

※工事完了後の追加申請は認めません、必ず工事期間中に変更申請して下さい。

必ず工事を着工する三週間以上前に産業経済課に申請してください。

【申請に必要な書類】

- ① 富士見市住宅改修工事補助金交付申請書（様式第1号）・事業計画書（様式第2号）・収支予算書（様式第3号）
※市ホームページからダウンロードできます。
- ② 工事費の見積書の写し
- ③ 工事箇所全ての現況写真（日付け入り）
- ④ 工事箇所の図面（内装の場合は見取り図・外装の場合は建物立面図）
- ⑤ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）



問合せ先：産業経済課

電話：049-257-6827

市では、電話や訪問などによるリフォームの委託・勧誘は一切行っていません。